

岩手県監査委員告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づいて行った平成24年度の出納その他の事務の執行に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成26年3月4日

岩手県監査委員 柳 村 岩 見
岩手県監査委員 高 橋 昌 造
岩手県監査委員 伊 藤 孝次郎
岩手県監査委員 工 藤 洋 子

1 監査対象団体、監査執行年月日及び担当監査委員

監査対象団体	監査執行年月日	担当監査委員
社会福祉法人岩手県社会福祉協議会	平成26年2月13日	柳 村 岩 見 伊 藤 孝次郎
地方独立行政法人岩手県工業技術センター	〃	〃
公益財団法人岩手県観光協会	〃	〃
岩手県土地開発公社	〃	〃
公益財団法人岩手県林業労働対策基金	〃	〃
公益財団法人ふるさといわて定住財団	平成26年2月14日	高 橋 昌 造 工 藤 洋 子
公益財団法人岩手県漁業担い手育成基金	〃	〃
公益財団法人岩手県暴力団追放推進センター	〃	〃

2 監査の結果 以上の団体については、おおむね良好と認められる。なお、次の団体について、留意改善を要する事項は、次のとおりである。

- (1) 社会福祉法人岩手県社会福祉協議会 物品の管理に当たり、岩手県所有の備品を固定資産として計上していたものが7件、2,630,460円あったので、適正な事務の執行に努められたい。
- (2) 公益財団法人岩手県観光協会 貯蔵品の管理に当たり、棚卸資産として会計処理を行っていなかったため、適正な事務の執行に努められたい。
- (3) 公益財団法人ふるさといわて定住財団 委託費及び給料手当の会計処理に当たり、会計年度を誤っているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。